

# AIWA NEWS LETTER

あいわ税理士法人 &amp; あいわ Advisory ニュースレター

公認会計士・税理士 土屋 憲

## 2025 年 IPO データから読み解くストック・オプション

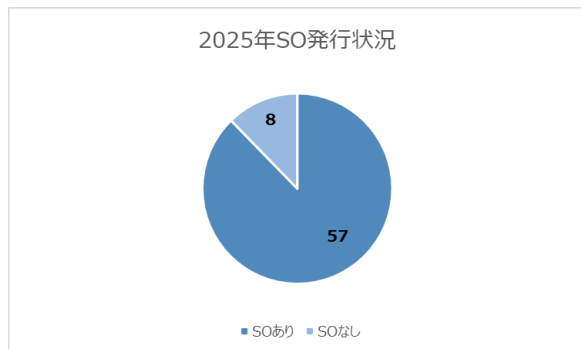
### 1. はじめに

多くの IPO 準備企業では、役員及び従業員のインセンティブプランとして、ストック・オプション（以下「SO」といいます。）を発行し、また発行を検討しています。SO の発行に際しては、発行済株式総数に対してどのくらいの割合を発行すべきか、従業員全員に付与すべきか、監査役等にも付与すべきかなど、その検討は多岐にわたります。

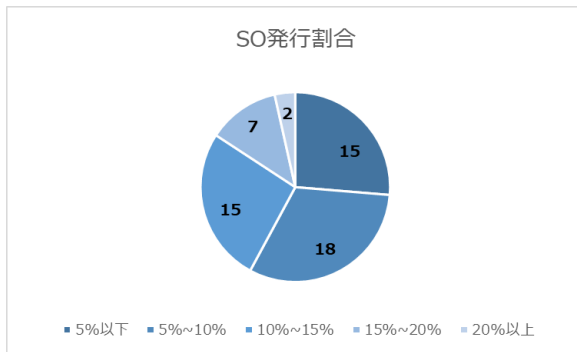
そこで、2025 年に IPO した企業のデータを読み解き、それらの主要な検討項目について考察します。

### 2. SO を発行会社した会社は全体の 87.7%

2025 年に IPO した 65 社のうち SO を発行した会社は 57 社と、全体の 87.7% を占めます。また、2024 年では全体の 87.2%、2023 年では全体の 86.5% を占めており、ここ最近では 9 割弱の会社が SO を発行しています。このように、IPO を目指す企業にとって SO は役員及び従業員のインセンティブプランとして重要な手段の 1 つであり、ほとんどの会社で検討され、発行されていることがわかります。



SO は潜在株式として希薄化効果があるため、際限なく発行することはできません。そのため、一般的には IPO 直前の発行済株式総数に対し、概ね 10%前後が目安と言われています。では 2025 年に IPO した会社では、実際にどの程度の割合で発行されているのでしょうか。

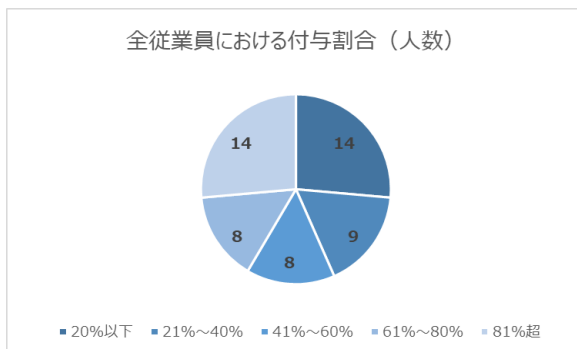


上記図のとおり、SO の発行割合が 10%以内に収まっている会社は 6 割弱の 33 社で、10%を超えていたとしても 20%未満の会社がほとんどです。そのため、一般的に言われているとおり、10%前後、あるいは 10%を超えたとしても 15%~20%ぐらいまでを目安に発行を検討すべきことが読み取れます。

なお、上記は発行割合の目安を紹介していますが、実際に SO を各人に付与する際は、「割合（比率）」だけではなく「金額」にも留意する必要があります。なぜなら、「割合（比率）」が低かったとしても、時価総額が高く「金額」が多額になった場合には、良かれと思って付与した SO が、IPO 後に権利行使をして多額の資金が手許に入ったばかりに退職のトリガーになることもありうるからです。

### 3. SO は従業員全員に付与すべきか、一部のみに付与すべきか

SO の発行を検討する会社において悩ましいのが、誰にどこまで SO を付与するのかという問題です。従業員全員にまんべんなく付与すべきか、それとも幹部社員など一部の従業員に付与すべきか、多くの経営者を悩ませ、その相談を受けます。これを 2025 年のデータで見ると、一部の従業員のみに付与しているケース（付与割合が 20%以下のケース）は 14 社に対し、ほぼ全ての従業員に付与しているケース（付与割合が 80%超のケース）は 14 社となっています。その他のケースもそれぞれ 10 社弱であり、分散していることがわかります。



※信託型 SO のみの会社 1 社、役員のみ発行の会社 1 社、TOKYO PRO Market 経由で内訳不明の 2 社は除く（合計 4 社）

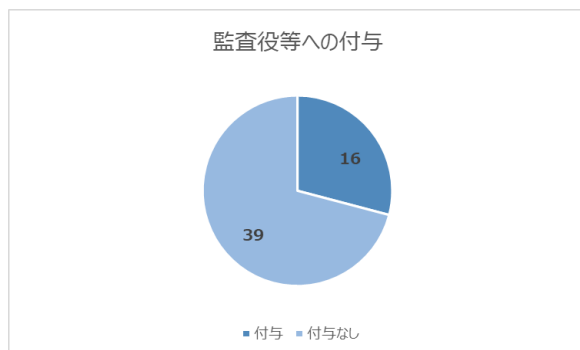
これらから分かるとおり、「従業員全員に付与」、または「従業員の一部のみに付与」のいずれが正解というわけではなく、会社の状況、組織風土、従業員の株式等に対する関心や理解度などによって変わるものと考えます。例えば、株式等に対する関心がある従業員が少なく、貯蓄型の志向が強い組織風土の会社の場合、従業員全員に SO を付与したとしても、それによるインセンティブ効果があまり働かない可能性があります。

逆に、株式等に対する関心や理解度が高い従業員が多く、投資型の志向が強い組織風土の会社の場合には、SO の付与がされない場合にモチベーションが下がる可能性があります。そのため、形式的に一律に付与するのではなく、会社の状況や組織風土、従業員の株式等に対する関心度合いなどを勘案し、従業員全員なの

か、従業員の一部分なのか、どのように付与すべきかを考えることも重要です。

## 4. 監査役等に SO を付与すべきか

SO を従業員全員に付与すべきかどうかの相談の他、よく聞かれるが「監査役及び監査等委員（以下「監査役等」といいます。）にも付与すべきか」の質問です。これを 2025 年のデータで見ると、監査役等に付与している会社は 16 社と全体の 3 割ほどとなります。



※TOKYO PRO Market 経由で内訳不明の会社 2 社は除く

監査役等は、取締役の職務執行の監督・監査等を行う重要な機関であり、コーポレート・ガバナンスの要です。そのため、強いインセンティブ目的で多くの割合の SO を付与することは、利益相反を起こし、その役割に支障をきたす恐れがあります。一方で、監査役等が適切にその役割を担い、コーポレート・ガバナンス強化にともなう企業価値向上に貢献することも考えられることから、監査役等への SO 付与自体は否定されるものではなく、実際に上記のとおり付与している会社もあります。このことから、監査役等への SO 付与を検討する場合には、その役割に支障をきたさぬよう、適度な付与数に留めるよう留意が必要です。

## 5. おわりに

スタートアップ 5 年計画に基づき、税制適格 SO の要件の見直しなど、税務や法務等の各種手当がなされ、その使い勝手は向上し、今後ますます活用されることが予想されます。一方で、SO は IPO を目指す企業にとって重要なインセンティブプランの 1 つでもあるため、単に法令等にそった SO を発行するだけではなく、その目的や効果に照らし、誰に、どのように SO を付与すべきかしっかりと検討をすることが肝要です。上記データ等はあくまで参考データになりますが、SO 発行の際の一助になれば幸いです。

あいわ税理士法人グループでは、税務・会計はもちろんのこと、資本政策をはじめとした IPO における様々な論点や課題に対し、クライアントの良き相談パートナーとして IPO を支援しています。IPO をご検討の際には是非お気軽にご相談ください。

本ニュースレターは、一般的な情報提供であり、具体的アドバイスではありません。個別の案件については個別の状況に応じて検討が必要になります。お問い合わせ等がありましたら、下記専門家まで遠慮なくご連絡ください。

#### IPO プラクティスグループ ([ipo-support@aiwa-tax.or.jp](mailto:ipo-support@aiwa-tax.or.jp))

公認会計士・税理士	土屋 憲
税理士	宮間 祐介
公認会計士	植地 亮太

#### 【あいわ税理士法人グループの概要】

- ◆ グループ構成
  - あいわ税理士法人
  - あいわ Advisory 株式会社
- ◆ 所在地
  - 〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F
- ◆ URL
  - <https://www.aiwa-tax.or.jp/>
- ◆ 人員数
  - 税理士・税理士有資格者：43名
  - 公認会計士：10名
  - 情報処理安全確保支援士：1名
  - 行政書士：1名
  - 科目合格者：9名
  - 総務ほか：18名
  - 合計：73名(一部重複)
- ◆ 関与先概要
  - 上場グループ 305社 上場準備 200社 非上場 265社